

文京区子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業

利用時の医療に関するお願い

文京区子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業のご利用にあたり、利用期間中のお子様の体調管理には万全を尽くしてお預かりいたしますが、万一に備えて下記の事項についてご確認くださいませようをお願いいたします。

- 1 お子様について、医療的処置が必要と判断した時は、原則としてご連絡を取らせていただきます。
申込時には必ず緊急連絡先をご記入（必ずご連絡のとれる番号）ください。
- 2 お子様について、医療的処置が（通院、入院等）必要と判断され、ご家族、緊急連絡先とも連絡が取れない場合は、文京区子ども家庭支援センター家庭支援係と社会福祉法人武蔵野会と協議の上対応させていただきますのでご了承ください。（平日の日中…小児科、夜間、休日…病院救急外来）
- 3 お子様について、事故及び病気で緊急に医療が必要な場合、ただちに医師の治療を受けます。この場合の費用は、保護者様の負担となります。（ケガ、熱、発疹、下痢、嘔吐、咳、じんましん等）

【医療費について】

原則として、保険証・医療証の預かりは行っておりません。そのため、医療費の10割または預かり金等を一時的に立て替え、児童のお迎えの際に精算させていただきます。医療機関及び加入されている医療保険制度への医療費の返還・精算手続きにつきましては、保護者様にて対応していただきます。

- 4 利用中で、万が一感染症が発生した場合、発症児のいる居室を隔離するなど、可能な限りの処置をいたしますが、お子様への感染を絶対に防ぐとは言い切れません。
また、お子様を介してご家族への感染も考えられることをご承知ください。

※なお、ご不明な点に関しては文京区子ども家庭支援センター家庭支援係にお問い合わせください。

上記内容に同意します。

令和 年 月 日

氏名 _____